

令和3年度健康保険料率及び2月22日開催の組合会で令和3年度予算が承認されましたので、お知らせいたします。

令和3年度の健康保険料率

☆ 健康保険料率 ☆

○一般保険料率

令和3年度の一般保険料率は、令和2年度と同じ95/1,000です。
(一般保険料率と調整保険料率が変わっていますが、合計は同じです。)

	一般保険料率	調整保険料率	合計保険料率
事業主	55.297/1,000 (55.226/1,000)	0.703/1,000 (0.774/1,000)	56.000/1,000 (56.000/1,000)
被保険者	38.523/1,000 (38.474/1,000)	0.477/1,000 (0.526/1,000)	39.000/1,000 (39.000/1,000)
合計	93.820/1,000 (93.700/1,000)	1.180/1,000 (1.300/1,000)	95.000/1,000 (95.000/1,000)

※()内は令和2年度の料率

○介護保険料率

令和3年度の介護保険料率は、令和2年度の15/1,000から17/1,000に変更となります。
超高齢化、介護に係る費用増等により介護納付金が年々増加しています。

介護保険料率	
事業主	8.5/1,000 (7.5/1,000)
被保険者	8.5/1,000 (7.5/1,000)
合計	17.0/1,000 (15.0/1,000)

※()内は令和2年度の料率

○実施時期：令和3年3月1日(令和3年4月20日払い給与控除分から適用)

☆ 任意継続被保険者の標準報酬月額について ☆

昨年9月30日現在の平均標準報酬月額は395,727円でしたので、令和3年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は、

- ① 資格喪失時の標準報酬月額
 - ② 410,000円(第27等級：395,000円以上425,000円未満)
- のいずれか低い額とし、適用は令和3年4月分からとなります。

被扶養者の異動について

<異動届をお忘れなく！>

もうすぐ新年度になりますが、特にご子息が学校を卒業し就職などによりみなさんの扶養から外れる時は、当健康保険組合へ「被扶養者異動届」を提出いただき、扶養から外す手続きを忘れないようお願いいたします。
扶養に該当しない人を扶養認定していると、余分な医療費や納付金を支払うことになり、健保財政に大きな影響を与えることになります。

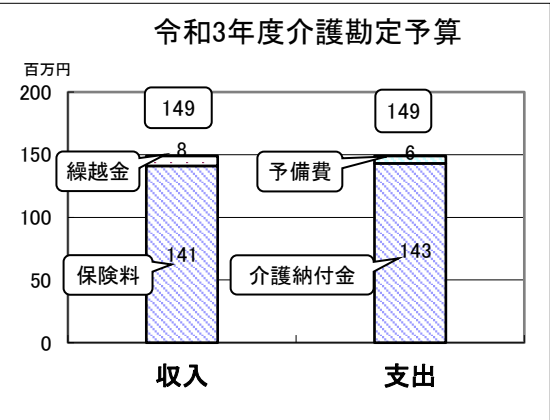
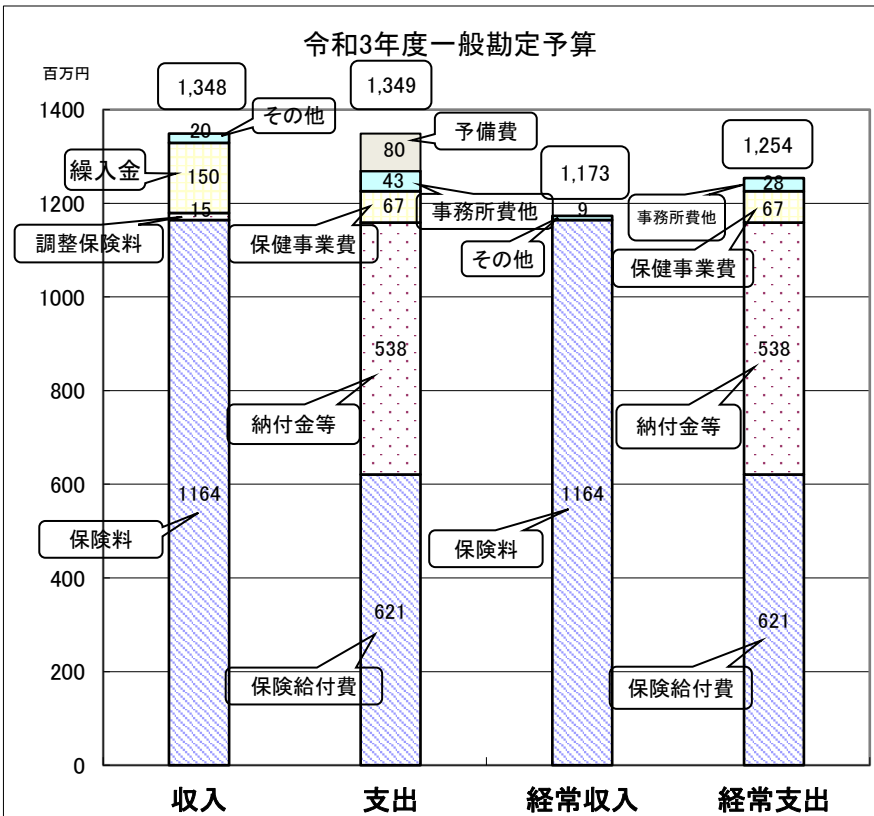
令和3年度予算

☆ 一般勘定 ☆

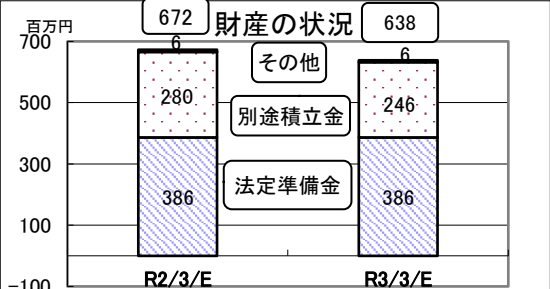
1. 基礎数値として、被保険者数は事業主の経営改善諸施策等を鑑み、前年度見込みに比べ95名減の2,266名としました。保険料率は前年度同様95/1,000です。標準報酬月額395,748円、総標準賞与額は1,743百万円としました。
2. 収入面では、一般保険料は1,163百万円、調整保険料が15百万円を見込んでいます。その他財政調整事業交付金11百万円、特定健康診査等事業収入6百万円、その他4百万円に収入不足を補填するため別途積立金からの繰入れ150百万円を加え、収入合計は1,349百万円となります。
3. 一方支出面では、保険給付費はコロナ禍での受診控えの反動を見込み、前年度実績見込みに対し45百万円増の621百万円としました。また、納付金は高額で推移しているものの前期高齢者納付金が医療費の減少等により、116百万円減の267百万円となります。後期高齢者支援金も30百万円減の271百万円となり、納付金全体で538百万円となります。保健事業費は67百万円、財政調整拠出金15百万円、事務所費26百万円、予備費他82百万円等で、支出合計は1,349百万円を見込んでいます。
4. 経常収支差額については、保険料収入の減少等の影響により経常収入は1,173百万円となり、経常支出1,254百万円を賄えず、△81百万円の経常赤字を見込んでいます。

☆ 介護勘定 ☆

1. 介護納付金については、高齢化の進展、介護給付費の増加、さらに全面総報酬割の影響もあり納付金が高額となっており、令和3年度の介護保険料率は、17/1,000引上げさせていただきました。
2. 介護保険収入は、141百万円を見込んでいます。前年度からの繰越金他8百万円を加え、収入合計は149百万円を見込んでいます。支出は、介護納付金を143百万円と見込んでいます。その他予備費に6百万円を計上し、支出合計は149百万円となります。



☆財産の状況☆



組合規約の一部変更

1. 三菱製鋼健康保険組合規約の一部を次のとおり改正する。
- (1) 第29条（理事、理事長及び監事の選挙）を新旧対照表のとおり変更する。

(2) 第3条（組合の事務所等）、第12条第1項（当選人）、第24条第1項第3号（会議録の作成）、第43条第1項（職員）、第44条（標準報酬の算定）、第45条（医療機関の指定）、第64条（準備金の保有方法）、第65条（準備金以外の積立金の保有方法）を新旧対照表のとおり変更する。

(3) 附 則
この規約は、令和3年4月1日から適用する。
2. 規約変更理由書
- (1) 理事、理事長及び監事選挙について立候補制を導入し、ただし書きを定め、同選挙について無投票当選の規定を追加する。

ア. 第29条（理事、理事長及び監事の選挙）
理事、理事長及び監事選挙について、無投票当選の規定を追加し、立候補制を導入する。
また、文言の修正を行う。

(2) 健康保険連合会から、厚生労働省と調整のうえ、軽微な文言修正を行ったとの通知があったため、当組合に規約についても必要に応じ変更する。

ア. 第3条（組合の事務所等）
従たる事務所がない場合は、「主たる事務所」の記載は不要であるため削除する。

イ. 第12条（当選人）、第24条（会議録の作成）、第43条（職員）、
文言の修正を行う。

ウ. 第44条（標準報酬の算定）
「法第43条の2第1項」、「法第43条の3第1項」を追加する。

エ. 第45条（医療機関の指定）
診療所等がない場合は、本条は不要であるため、条文を削除する。

オ. 第64条（準備金の保有方法）
厚生労働省の事業運営基準に合わせた記載とする。
3. 新旧条文対照表
- | 新 | 旧 |
|---|--|
| (組合の事務所等)
第3条 この組合の事務所は、次の場所に置く。
東京都中央区新富一丁目15番4号 | (組合の事務所等)
第3条 この組合の事務所は、次の場所に置く。
<u>主たる事務所</u> 東京都中央区新富一丁目15番4号 |
| (当選人)
第12条 選挙の結果、最多数の投票を得た者から <u>順次定数に達するまでの者を</u> 当選人とする。ただし議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。
2（省略） | (当選人)
第12条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもつて当選人とする。ただし議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。
2（省略） |
| (会議録の作成)
第24条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。
(1) 開会の日時及び場所
(2) 議員の定数
(3) 出席した互選議員の氏名、 <u>人数</u> 、選定議員の氏名、 <u>人数</u> 、書面及び代理人をもつて議決権又は選挙権行使した議員の氏名、 <u>人数</u> 並びに代理を受けた議員の氏名
(4) 議事の要領
(5) 議決した事項及びその賛否の数
2（省略）
3（省略）
4（省略） | (会議録の作成)
第24条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。
(1) 開会の日時及び場所
(2) 議員の定数
(3) 出席した互選議員の氏名、 <u>数</u> 、選定議員の氏名、 <u>数</u> 、書面及び代理人をもつて議決権又は選挙権行使した議員の氏名、 <u>数</u> 並びに代理を受けた議員の氏名
(4) 議事の要領
(5) 議決した事項及びその賛否の数
2（省略）
3（省略）
4（省略） |
- | | |
|---|---|
| (理事、理事長及び監事の選挙)
第29条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。 | (理事、理事長及び監事の選挙)
第29条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。

<u>2 前項の投票は、1人につき1票とする。</u>
<u>3 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。</u>
4 前各号に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。 |
| 2 前各号に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。 | |
| (職 員)
第43条 この組合に必要な職員(<u>事務長その他</u>)をおき、理事長がこれを任免する。
2（省略） | (職 員)
第43条 この組合に必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。
2（省略） |
| (標準報酬の算定)
第44条 被保険者の報酬月額につき、法第41条第1項、法第42条第1項、 <u>法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定することが困難であるとき</u> 、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、 <u>法43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算出した額が著しく不当であるときは</u> 、理事会の定める方法により算定する。 | (標準報酬の算定)
第44条 被保険者の報酬月額につき、法第41条第1項若しくは法第42条第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項若しくは法第43条第1項の規定により算出した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。 |
| (医療機関の指定)
第45条 削除 | (医療機関の指定)
第45条 この組合が、 <u>法第63条第3項第2号の規定により同号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局として指定しようとするときは組合会の議決を経なければならない。</u> |
| (準備金の保有方法)
第64条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。
(1) <u>郵便貯金</u>
(2) <u>臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)</u>
(3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)
(4) 国債又は地方債
(5) <u>政府保証債又は金融債</u>

(6) <u>担保付社債</u>

(7) 抵当証券
(8) コマーシャルペーパー
(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
(10) 健康保険組合が、組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金
(11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物の取得
(12) その他(1)から(8)に類する形態であつて、一般的に安全・確実と認められるもの
2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号又は第2号の方法によって保有しなければならない。 | (準備金の保有方法)
第64条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。
(1) <u>銀行若しくは信託銀行への預金又は貯金</u>
(2) <u>信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)</u>

(3) 公社債投資信託の <u>受益証券の取得</u> (外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)
(4) 国債証券又は地方債証券の取得
(5) <u>特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が補償しているもの又は金融機関の発行する債券の取得</u>
(6) <u>償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得</u>
(7) <u>抵当証券の取得</u>
(8) コマーシャルペーパーの取得
(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
(10) <u>健康保険組合連合会が、組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金</u>

(11) <u>組合間の共同事業として実施する高額医療費に係わる貸付事業に対する出資金</u>
(12) 法第150条の規定による施設である土地及び建物の取得
2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。 |
| (準備金以外の積立金の保有方法)
第65条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第10号までの方法により保有しなければならない。 | (準備金以外の積立金の保有方法)
第65条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第11号までの方法により保有しなければならない。 |
| 附 則
<u>この規約は、令和3年4月1日から適用する。</u> | |
- 以 上